NPO・ボランティア団体等に対する助成金交付要綱

（先駆的活動助成プログラム）

１．目的

この要綱は、「地域共生社会」の実現に向け、自治会や民生員等の既存の団体と連携し、新たな地域課題や専門性を必要とする支援活動に取り組む団体を財政面で支援し、多様な活動を育成することを目的とする。

２．助成の対象

　　　社会福祉を目的とする団体の、事業継続に係る費用。

３．助成の要件

　２の助成の対象となる活動を計画的に行い、継続した活動であることを要件とする。

４．助成金額

　鹿児島県共同募金会の地域福祉活動費の助成額を限度に、知名町共同募金委員会の運営委員会が定めた予算の範囲内とする。

５．助成金の交付申請

　助成金の交付申請をしようとする団体は、助成金交付申請書（様式１）に前年度の活動実績と今年度の活動計画が確認できる書類を添えて、知名町共同募金委員会に提出する。

６．助成金の交付決定

　助成金の交付申請を受けた知名町共同募金委員会は、申請内容を精査し、助成金を交付することが適当であると認めた時は、１月以内に決定を通知し、助成金を交付する。

※助成金の交付は受領簿（様式２）により受け渡しを確認する。

７． 助成金の交付決定の取り消し

　知名町共同募金委員会は、申請した活動内容が事実と異なると確認した場合には、助成金交付の決定を取り消し、返還を命ずるものとする。

８． 書類の保管

　知名町共同募金委員会は、助成金交付に関する書類を整備し、事業完了後3年間は保管するものとする。

９. その他

　　　この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は知名町共同募金委員会において協議し、知名町共同募金委員会会長が定めるものとする。

付則

１．　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。